

食安発第 0916008 号  
平成 17 年 9 月 16 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部長  
( 公 印 省 略 )

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令等について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が本年 4 月 1 日に施行され、行政処分を書面で行う場合の書面による教示が義務化されたことに伴い、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 142 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 143 号）及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 144 号）が本日公布・施行されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

1 食品衛生法施行規則関係

改正法が施行され、行政処分を書面で行う場合の書面による教示が義務化されたことに伴い、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の様式第 2 号を改正すること。

2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則関係

改正法が施行され、行政処分を書面で行う場合の書面による教示が義務化されたことに伴い、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）の様式第 11 号を改正すること。

3 健康増進法施行規則関係

改正法が施行され、行政処分を書面で行う場合の書面による教示が義務化されたことに伴い、健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）の様式第 8 号を改正すること。

## 第2 施行期日

いずれの省令についても、公布日から施行すること。

## 第3 運用上の注意

### 1 収去証の記載上の注意について

- (1) 収去証の記載にあたっては、甲片及び乙片それぞれに必要な事項を記入すること。
- (2) 所属庁印及び収去者の㊟については、乙片については省略し、被収去者には甲片のみを渡し、乙片は行政庁の控えとすること。

### 2 (別紙)の扱いについて

- (1) (別紙)については、収去の際に確実に被収去者に渡すこと。
- (2) (別紙)については、甲片の裏面に印刷して差し支えないこと。
- (3) 教示文言中の「〇〇」、「□□」及び「△△」の欄については、備考1～3に従い、必要事項を記載すること。当該空欄は収去の際に記入しても、あらかじめ印刷してもいずれでも構わないこと。記載要領の詳細は以下3のとおりとすること。

### 3 (別紙)中「〇〇」、「□□」及び「△△」の欄の記載方法について

#### (1) 「〇〇」の欄について

「〇〇」の欄には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、被処分者が処分行政庁に不服申立てができる場合に、申立ての対象となる行政庁の長の名称を記載すること。

審査請求ができる場合には、収去者の所属庁の直近上級行政庁の長の名称を記載し、異議申立てができる場合には、収去者の所属庁の長の名称を記載すること。

なお、当該処分について異議申立てができる場合は、収去者の所属する行政庁に上級行政庁がない場合に限られる。

～参考～

当該処分に関し関係行政庁を下位から上位へと順に並べると、

①保健所設置市長及び特別区長 → ②都道府県知事 → ③厚生労働大臣となる。

#### (2) 「□□」の欄について

「□□」の欄には、不服申立てのうち、「審査請求」ができる場合には「審査請求」と、「異議申立て」ができる場合には「異議申立て」と記載すること。

記載の際には、「〇〇」の欄の記載内容と齟齬のないよう十分注意すること。

#### (3) 「△△」の欄について

「△△」の欄には、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定に基づき、当該処分 of 取消訴訟を提起できる場合に、訴訟の被告となる行政庁の名称を記載すること。

なお、被告となる行政庁は、収去者の所属庁とすること。

#### 4 経過措置について

それぞれの省令の様式の改正については、施行後当面の間は、必要事項を記載した別紙を改正前の様式（以下「旧様式」という。）に糊付けしたり、必要事項を旧様式に印字する等旧様式を取り繕って使用することができること。